

預金商品概要説明書

株式会社 もみじ銀行
平成24年1月4日現在

1	商品名	期日指定定期預金	
2	ご利用いただける方	個人の方	
3	お預入れ期間	(1) 最長預入期間・・・3年 (2) 据置期間・・・1年 ・満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年経過後から最長預入期限までの間の任意の日を指定できます。（ただし、満期日の指定をするときはその1か月前までに通知する必要があります。） ・預入時のお申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続の取扱いができます。	
4	お預入れ方法	(1) お預入れ方法	一括預入
		(2) お預入れ金額	1円以上300万円未満
		(3) お預入れ単位	1円単位
5	払戻方法	預金の全部または一部について、各預入日の1年経過後から3年までの間に、満期日の指定があった場合、満期日以後に一括して支払います。 ※満期日のご指定は、その1か月前までに当行にご通知いただく必要があります。	
6	利息	(1) 適用金利	・預入時の店頭表示の金利を約定利率として満期日まで適用します。 ・固定金利とします。
		(2) 利払頻度	満期日以後に一括して支払います。
		(3) 計算方法	・利息は付利単位を1円、1年を365日として次のとおり日割で計算します。 ・預入金額ごとにその預入日（継続をした時はその継続日）からその定期預金の満期日の前日までの日数について、預入日（継続をした時はその継続日）における次の預入期間に応じた店頭表示の期日指定定期預金金利によって1年複利の方法により計算します。 A. 1年以上2年未満・・・2年未満の利率 B. 2年以上・・・2年以上の利率
		(4) 金利情報の入手方法	各々の適用金利は店頭の「金利表示ボード」に表示しています。
		(5) その他	課税扱の場合、受取利息から税金（国税15%、地方税5%）が差し引かれます。
7	手数料	ありません。	
8	付加できる特約事項	・総合口座にセットすれば総合口座の担保とすることができます。貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%を上乗せした利率となります。 ・マル優の取扱いができます。	

「期日指定定期預金」

<p>9 中途解約時の取扱</p>	<p>期限前解約利息は、預入日（継続した時は最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます）によって1年複利の方法により計算します。</p> <table border="1" data-bbox="576 253 1402 528"> <thead> <tr> <th>中途解約日までの期間</th> <th>中途解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月未満</td> <td>解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>2年以上利率×40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6か月未満</td> <td>2年以上利率×50%</td> </tr> <tr> <td>1年6か月以上2年未満</td> <td>2年以上利率×60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6か月未満</td> <td>2年以上利率×70%</td> </tr> <tr> <td>2年6か月以上3年未満</td> <td>2年以上利率×90%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、解約日における普通預金利率を下回らないものとします。</p>	中途解約日までの期間	中途解約利率	6か月未満	解約日における普通預金の利率	6か月以上1年未満	2年以上利率×40%	1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%	1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%	2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%	2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%
中途解約日までの期間	中途解約利率														
6か月未満	解約日における普通預金の利率														
6か月以上1年未満	2年以上利率×40%														
1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%														
1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%														
2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%														
2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%														
<p>10 その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金の利率を適用します。 ・この預金は預金保険の対象であり、当行へお預入れの預金（決済用預金は除く）について、1預金者あたり元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。 ・平成24年1月以降、非自動継続扱の通帳式定期預金（総合口座定期預金含む）でご新約された場合、原則として満期日に自動解約し、予めご指定いただいた口座へ入金いたします。 														
<p>11 当行が契約している 指定紛争解決機関</p>	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号0570-017109または03-5252-3772</p>														